

職業安定分科会(第 203 回)	資料1-2
令和6年1月 19 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

1. 改正の趣旨

今般の令和6年能登半島地震の発生に伴い、経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた場合における雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

2. 改正の概要

雇用調整助成金について、対象期間の初日が令和6年1月1日から起算して6月が経過する日までの間にあり、かつ、令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、以下の特例措置を講ずる。

【全国】

- 過去に雇用調整助成金を受給した日数がある場合について、その日数を受給可能日数から減じないこととする。
- 本特例措置の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数を、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減ずることとされている過去の受給日数に含めないこととする。
- 継続して雇用された期間が6か月未満の雇用保険の被保険者について支給対象とする。
- 過去に雇用調整助成金を受けたことがある事業主については、対象期間が満了した日の翌日から起算して1年を経過していない場合について支給対象とする。

【対象地域（新潟県、富山県、石川県及び福井県）】

- 休業等又は出向に係る助成率を2/3（中小企業事業主にあっては4/5）とする。
- 休業等規模要件（所定労働延日数に占める休業等の実施日の延日数）を1/30（中小企業事業主にあっては1/40）とする。
- 1年間の支給上限日数を100日から300日とする。

【現行制度の概要】

- 雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合において、その賃金等の一部を助成するもの。
- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成する。

助成率 大企業：1/2 中小企業：2/3

（※）雇用保険基本手当日額の最高額（8,490円）が日額の上限

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年1月下旬（予定）
- 施行期日：公布の日

令和6年能登半島地震に係る雇用調整助成金の特例措置（案）

		通常制度	令和6年能登半島地震の特例措置（案）	
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主 (対象期間初日：令和6年1月1日 ～令和6年6月30日)	令和6年1月11日改正 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
	生産指標要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※事業所設置後1年未満は対象外	最近3か月→最近1か月10%以上低下 ※事業所設置後1年未満も対象	
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期と比べ一定規模以上増加していないこと	撤廃	
	計画届	事前の提出が必要	計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、事前に提出されたものとみなす	
	残業相殺	所定外労働があった場合、休業等の実績から相当分を差し引く	4県について撤廃 ※新潟県、富山県、石川県、福井県	
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	3年150日を適用しない 4県について1年300日	本日の諮問後、省令・要領を改正予定 ※令和6年1月1日以降に開始した対象期間から遡及適用
	対象労働者	雇入れ後6か月未満は対象外	雇入れ後6か月未満も対象	
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた対象期間満了の日の翌日から起算して1年を超えていること	撤廃	
	助成率	大企業1/2、中小企業2/3	4県の事業所が実施する休業、訓練、出向について、大企業2/3、中小企業4/5	
	対象となる休業の規模	大企業1/15以上、中小企業1/20以上	4県について 大企業1/30以上、中小企業1/40以上	